

ちば起業家ビジネスプラン・コンペティション

サポーター賞 募集要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉県が実施するちば起業家ビジネスプラン・コンペティション（以下「ちばビジコン」という。）の趣旨に賛同する法人やその他団体（以下「サポーター」という。）の募集及び企業等がちばビジコンのサポーター賞を授与する際の取扱いについて、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 サポーター募集は、千葉県と協議の上、ちば起業家応援事業の受託者が設置する「ちば起業家応援事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）」が行うものとする。

(サポーター賞)

第3条 この要領においてサポーター賞とは、ちばビジコンの一次審査通過者の中から、サポーターが賛同するビジネスプランを提案した者に対する表彰及び副賞を提供する行為をいう。なお、個々の企業等が表彰する者は複数であっても構わない。

2 前項に規定する副賞の内容は、起業支援につながる商品・サービスとし、サポーターと実行委員会が協議し決定する。

(募集期間)

第4条 サポーターの募集期間は、実行委員会が別に定める。

(申込)

第5条 サポーターへの申込を行う者は、様式1 ちばビジコンサポーター賞申込書（以下「申込書」という。）を実行委員会に提出するものとする。

2 申込書は、ちば起業家応援事業のホームページからダウンロードし、記入のうえ、実行委員会まで郵送あるいはメール等にて申し込むものとする。

(決定)

第6条 実行委員会は、第5条の規定による申込があったときは、次項に規定する審査基準に基づき審査し、その結果を様式2 ちばビジコンサポーター賞可否決定通知書により申込書を提出した者へ通知する。

2 実行委員会は、申込内容が次の各号のいずれかに該当しないか審査する。

- (1) 法令に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの
- (4) 政治性、宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張を訴求するもの
- (6) その他、実行委員会が不相当と判断するもの

3 実行委員会は、審査後、サポーターとして適当ではないと判断される事例が生じたと

きは、第7条の特典を取り消すことができる。

(サポーターの特典)

第7条 サポーターには実行委員会から別表の特典が提供される。

(受賞者の報告)

第8条 サポーターは、ちばビジコンの一次審査通過者（15名程度）のなかから受賞候補者の審査用書類を実行委員会から受領後、すみやかに選定する。

2 サポーターは、選定した受賞候補者を様式3 ちばビジコンサポーター賞審査結果報告書により、実行委員会に報告をする。

(副賞の提供)

第9条 サポーターは実行委員会との協議を経て受賞者決定した後、すみやかに副賞を受賞者に提供するものとする。

2 サポーターは、受賞者に副賞を提供後、実行委員会に様式4 副賞提供報告書を提出する。

(サポーターの責任)

第10条 サポーターは、副賞の内容に責任を負うものとする。

(副賞の返還)

第11条 納品された副賞は、返還しない。ただし、サポーターの責めに帰すことのできな理由により、副賞が提供できなかったとき（受賞の辞退等）は、この限りでない。

附 則

この要領は、平成29年6月27日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成30年5月10日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和元年5月10日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和2年5月10日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和3年6月10日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和4年6月1日から施行する。

別表

サポーター特典

- サポーター賞名の決定
- ちばビジコンのホームページ、ポスター、チラシ等広告物へのサポーター名の掲載
又はロゴの掲載
- ちば起業家応援事業の Facebook ページでのサポーターの紹介
- サポーター賞表彰式への出席
- ちば起業家大交流会でのブース出展